

# 園芸施設共済

ココが変わります!

## ◆補償内容の選択肢が充実

### 共済金支払条件

園芸施設共済の共済金支払条件は、

①3万円または補償価額の5%を超える被害 ②10万円を超える被害 ③20万円を超える被害  
のいずれかから選択できます。

掛金率は①→③になるほど下がり、ビニールなど被覆材の破損や小さな損害を補償の対象外とすることで、掛金を軽減することができます。

なお、令和元年9月からはこれらに加え、50万円さらに100万円を超える被害も追加されます。

### 古くなった施設の補償

耐用年数の2.5倍を超える古い施設（パイプハウスであれば25年を超えるもの）の補償を必要としない場合は、共済の加入対象から外すことが可能となりました。

## ◆補強した園芸施設の掛金が割引されます

パイプハウスのうち、骨格の主要部分の外径が31.8mm以上のパイプで造られている施設は、共済掛金率が15%割引されます。

## ◆集団加入により掛金等が割引されます

NOSAIと協定を締結した生産出荷団体等に所属している方が、園芸施設共済に加入する場合、共済掛金率や事務費賦課金の割引を実施します。

◎是非この機会に園芸施設共済にご加入ください。

### ①共済掛金率が5%割引されます

(要件)

- ・園芸施設共済の一斉加入受付の実施や施設の補強、保守管理に取り組むことなどの協定を組合と結んだ団体。
- ・団体の構成員の園芸施設共済への加入割合が一斉加入受付前よりも増加し、8割を超えること。

### ②事務費賦課金が割引されます

一斉加入受付による園芸施設共済加入者の事務費賦課金が割引されます。

- ・5人以上10人未満の場合:10%割引
- ・10人以上の場合:20%割引



## 園芸施設共済の内容をおさらい

### ■ご加入いただけるもの

ビニールハウスなどの園芸用施設がご加入いただけます。  
ただし、ハウスの設置面積の合計が1a(100㎡)以上が加入要件となります。(他の共済事業に加入されている場合は、1a(100㎡)以下でもご加入いただけます)

こちらも併せてご加入いただけます

- ・附帯施設
- ・施設内農作物
- ・撤去費用に要する費用の補償
- ・復旧費用に要する費用の補償

### ■補償の対象となる災害

①風水害などの気象災害、②火災、③破裂・爆発、④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、⑤車両及びその積載物の衝突及び接触、⑥病虫害(施設内農作物)、⑦鳥獣害

### ■補償期間

共済掛金を納めていただいた日の翌日から1年間。  
※短期加入は1月から廃止となり、未被覆期間も含めた1年間の補償となります。

### ■補償金額

補償金額 = 共済価額(時価額)  
× 補償割合(40~80%の範囲で選択)

### ■共済掛金

共済掛金 = (補償金額 × 共済掛金率) - 国の負担分50%  
+ 事務費手数料

### ■共済金

共済金 = 損害額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$